

NPO 法人みるふい〜ゆ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人みるふい〜ゆといい、登記上は、NPO 法人みるふい〜ゆと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもの権利条約に基づき、子どもに優しい社会は大人にとっても優しい社会になるという想いのもと、地域の子ども、子育て中の人、その周りにいる人の力を活かし、子どもの場、おとなの場、つながりの場としてほっとできるコミュニティを多様な方々と協働で構築し、子ども、人にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 井戸端会議運営事業
- ② コミュニティ運営事業
- ③ 地域つながり事業
- ④ 子育てつながり事業
- ⑤ その他、法人の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 子ども会員 この法人の目的に賛同して入会した18才以下の個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (4) 法人賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 正会員、子ども会員、賛助会員、法人賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出して入会を申請しなければならない。

2 代表理事は、正会員、子ども会員、賛助会員、法人賛助会員の入会申請については、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費、及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事、3人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条にお

いて同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)により総会に参加し、表決することができる。

4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法、オンライン会議システム等の方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムにより理事会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法、オンライン会議システム等の方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを

定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	岩本 信江
副代表理事	金光 さつき
同	井林 美智子
同	伊藤 香織
理事	隆琦 芽衣子
同	松田 志穂
同	進藤 恵里香
同	二宮 好子
同	鉄谷 伸子
同	武部 明実
同	田口 小百合
同	堀 真理子
監事	松本 純也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 正会員入会金 | 500 円 |
| 正会員会費 | 2000 円（1 年間分） |
| (2) 子ども会員入会金 | 100 円 |
| 子ども会員会費 | 0 円 |
| (3) 賛助会員入会金 | 500 円 |
| 賛助会員会費 | 1000 円/1 口（1 年間分） |
| (4) 法人賛助会員入会金 | 0 円 |
| 法人賛助会員会費 | 3000 円/1 口（1 年間分） |

役 員 名 簿

NPO法人みるふい〜ゆ

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理 事	いわもと のぶえ 岩本 信江		無
理 事	かなみつ さつき 金光 さつき		無
理 事	いばやし みちこ 井林 美智子		無
理 事	いとう かおり 伊藤 香織		無
理 事	おもき めいこ 隆琦 芽衣子		無
理 事	まつだ しほ 松田 志穂		無
理 事	しんどう えりか 進藤 恵里香		無
理 事	にのみや よしこ 二宮 好子		無
理 事	てつたに のぶこ 鉄谷 伸子		無
理 事	たけべ あけみ 武部 明実		無
理 事	たぐち さゆり 田口 小百合		無
理 事	ほり まりこ 堀 真理子		無
監事	まつもと じゅんや 松本 純也		無

設立趣旨書

NPO法人みるふい〜ゆ

設 立 代 表 者 岩本 信江

1 趣旨

当法人は、出会いとつながり、人、時、場のつながりを大切にしています。

子育ての当事者が親の情緒の安定が子どもの情緒の安定につながるとの想いでつながり、地域の親子と寄り添い合いながらほっとできるコミュニティの場を構築する活動を続けています。

社会の変化とともに家族の形も様々です。子どもの権利条約に基づき、子どもに優しい社会は大人にとっても優しい社会になるという想いのもと、法人格を取得して社会的にも認められた公的な組織にしていくことによってさらに活動の場を広げ、子ども、子育て中の方その周りにいる方の力を活かして、多様な方々と協働して子ども、人にやさしいまちづくりに寄与していきたい。

2 申請に至るまでの経過

子育ての当事者が子育て講座、つどいの広場等で出会いつながって子育てサークルを立ち上げる。子育て支援サークルに移行し、集う場の活動をはじめて、地域でつながりを広げ、おとなの場♡子どもの場♡つながりの場みるふい〜ゆとして活動を続けている。

地域で当事者同士のつながりを積み重ねてきている団体であることを強みに法人格を取得し、さらに活動を広げて子ども、子育て中の方、その周りにいる方の力を活かして多様な方々と協働して、子ども、人にやさしいまちづくりに寄与していきたい。

平成14年10月	南河内郡美原町子育て支援センター主催の子育て講座、ひろば等で出会った当事者で子育てサークルを立ち上げる。
平成18年6月	子育てサークルから子育て支援サークルに移行。「子育て支援サークルCecela」を立ち上げる。月1回「ほっとタイム」（井戸端会議）を開催する。この場は、現在に至る19年間続けている。
平成24年6月	団体名を「子育て支援サークルみるふい〜ゆ」に改名する。
令和1年6月	第1回「夜☆みるふい〜ゆ」（夜時間の井戸端会議）を開催する。地域でほっとできるコミュニティの場づくりとして2ヶ月に1回開催する。
令和3年10月	第1回「みるふい〜ゆin法雲寺」を開催する。地域つながりイベントとして年2回春と秋に開催する。
令和4年10月	団体名を「おとなの場♡子どもの場♡つながりの場みるふい〜ゆ」に改名する。 会員間で法人化の意思確認をする。
令和7年2月	設立総会開催

初年度事業計画書

(成立の日から令和8年3月31日まで)

NPO 法人みるふい〜ゆ

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。特定非営利活動に係る事業として井戸端会議運営事業、コミュニティ運営事業、地域つながり事業、子育てつながり事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 井戸端会議運営事業

【内 容】 夜☆みるふい〜ゆの開催

【実施場所】 堺市立美原文化会館アルテベル

【実施日時】 奇数月最終週木曜日 19:30~21:30

【事業の対象者】 おとな

【収 入】 21,000 円 (500 円×7 人×6 回)

【支 出】 19,380 円 会館使用料(410 円×3 時間×6 回)7,380 円、
飲食費(1,500 円×6 回)9,000 円、材料費 (500 円×6 回) 3,000 円

(2) コミュニティ運営事業

【内 容】 ほっとタイムの開催

【実施場所】 堺市立美原文化会館アルテベル・オンライン会議システム

【実施日時】 年2回開催

【事業の対象者】 子ども、おとな

【収 入】 7,000 円 (500 円×7 人×2 回)

【支 出】 6,460 円 会館使用料(410 円×3 時間×2 回)2,460 円、
飲食費(1,500 円×2 回)3,000 円、材料費(500 円×2 回)1,000 円

(3) 地域つながり事業

【内 容】 みるふい〜ゆ in 法雲寺の開催

【実施場所】 堺市美原区 法雲禅寺

【実施日時】 年2回 5月、11月 10:00~15:00

【事業の対象者】 子ども、おとな

【収 入】 20,000 円 (500 円×20 人×2 回)

【支 出】 21,200 円 行事保険代(600 円×2 回)1,200 円、飲食費 (2,000 円×2 回) 4,000 円
スタッフ昼食費(7,000 円×2 回)14,000 円、
材料費(1,000 円×2 回)2,000 円

(4) 子育てつながり事業

【内 容】 子どもに係わる団体(子育てサークル等)が主催するイベント等への協力、支援

【実施場所】 堺市内

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 親子、子どもに係わる団体等

【収 入】 0 円

【支 出】 10,000 円 (スタッフ交通費1,000 円×5 人×2 回)

初年度活動予算書
成立の日から2026年3月31日まで

NPO法人みるふい〜ゆ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
入会金	6500		
子ども入会金	0		
正会員受取年会費	26000		
賛助会員受取年会費	0		
法人賛助会員受取年会費	0		
		32500	
2. 事業収益			
井戸端会議運営事業収益	21000		
コミュニティ運営事業収益	7000		
地域つながり事業収益	20000		
子育てつながり事業収益	0		
		48000	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			80500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 会館使用料	9840		
飲食費	16000		
材料費	6000		
市民活動行事保険	1200		
コミュニティ運営事業スタッフ昼食費	14000		
子育てつながり事業スタッフ交通費	10000		
支払利息	0		
その他経費計		57040	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			57040
当期経常増減額			23460
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			23460
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			23460

翌年度事業計画書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NPO 法人みるふい〜ゆ

I 事業の実施方針

設立次年度にあたり、初年度に続きさらに法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。特定非営利活動に係る事業として井戸端会議運営事業、コミュニティ運営事業、地域つながり事業、子育てつながり事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 井戸端会議運営事業

【内 容】 夜☆みるふい〜ゆの開催

【実施場所】 堺市立美原文化会館アルテベル

【実施日時】 奇数月最終週木曜日 19:30~21:30

【事業の対象者】 おとな

【収 入】 21,000 円 (500 円×7 人×6 回)

【支 出】 19,380 円 会館使用料(410 円×3 時間×6 回)7,380 円、
飲食費(1,500 円×6 回)9,000 円、材料費 (500 円×6 回) 3,000 円

(2) コミュニティ運営事業

【内 容】 ほっとタイムの開催

【実施場所】 堺市立美原文化会館アルテベル・オンライン会議システム

【実施日時】 年2回開催

【事業の対象者】 子ども、おとな

【収 入】 7,000 円 (500 円×7 人×2 回)

【支 出】 6,460 円 会館使用料(410 円×3 時間×2 回)2,460 円、
飲食費(1,500 円×2 回)3,000 円、材料費(500 円×2 回)1,000 円

(3) 地域つながり事業

【内 容】 みるふい〜ゆ in 法雲寺の開催

【実施場所】 堺市美原区 法雲禅寺

【実施日時】 年2回 5月、11月 10:00~15:00

【事業の対象者】 子ども、おとな

【収 入】 20,000 円 (500 円×20 人×2 回)

【支 出】 21,200 円 行事保険代(600 円×2 回)1,200 円、飲食費 (2,000 円×2 回) 4,000 円
スタッフ昼食費(7,000 円×2 回)14,000 円、
材料費(1,000 円×2 回)2,000 円

(4) 子育てつながり事業

【内 容】 子どもに係わる団体(子育てサークル等)が主催するイベント等への協力、支援

【実施場所】 堺市内

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 親子、子どもに係わる団体等

【収 入】 0 円

【支 出】 10,000 円 (スタッフ交通費1,000 円×5 人×2 回)

翌年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人みるふい〜ゆ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
入会金	6500		
子ども入会金	0		
正会員受取年会費	26000		
賛助会員受取年会費	0		
法人賛助会員受取年会費	0		
		32500	
2. 事業収益			
井戸端会議運営事業収益	21000		
コミュニティ運営事業収益	7000		
地域つながり事業収益	20000		
子育てつながり事業収益	0		
		48000	
3. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			80500
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 会館使用料	9840		
飲食費	16000		
材料費	6000		
市民活動行事保険	1200		
コミュニティ運営事業スタッフ昼食費	14000		
子育てつながり事業スタッフ交通費	10000		
支払利息	0		
その他経費計		57040	
事業費計			57040
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			57040
当期経常増減額			23460
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			23460
前期正味財産額			23460
次期繰越正味財産額			46920